

長野県環境影響評価技術委員会の意見

(一条メガソーラー長野佐久穂大日向第一発電所・長野佐久穂大日向第二発電所（仮称）事業に係る計画段階環境配慮書)

I 事業計画

- 1 本事業は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険区域、土石流危険溪流等が存在する山地で行われる大規模な事業であり、土砂災害等による重大な影響が懸念されるため、影響を回避するよう事業計画を検討すること。また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。
- 2 本事業は、森林面積が大幅に減少する大規模な事業であり、生態系への重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を最大限回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。また、回避が十分できない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。
- 3 事業実施想定区域内に長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定希少野生動植物の生息が確認されており、事業の実施による重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。なお、事業を行う場合は、幼虫や食草を含めた生息域についての具体的な調査方法、予測及び評価の手法を方法書に記載すること。
- 4 事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、また、小学校の開校が予定されていることから、概略距離や断面図を示し、保全対象との位置関係を明らかにすること。その上で、騒音、振動、災害等の重大な環境影響の回避に必要な環境要素を設定し、事業計画を検討すること。
- 5 災害発生防止の観点から溪流区域に発生土を置かないような事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。その上で、溪流部等の土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を極力低減し、水象の変化を踏まえた土地の安定性について、上流域も含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 6 事業実施想定区域及びその周辺に土石流危険溪流が存在するため、土石流危険溪流カルテに基づく土石流危険溪流の位置図・流域図、土石流氾濫開始点・終息点、土石流氾濫区域の距離・幅・面積、保全対象及び調査所見を明らかにし、計画上回避すべき箇所を示すこと。
- 7 事業者としての総合的な環境保全に対する基本的な考え方を明確にした上で、事業計画を検討すること。また、その考え方を方法書以降の図書に適切に記載すること。
- 8 事業計画の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

II 全般的事項

- 9 一条メガソーラー長野佐久穂海瀬発電所(仮称)事業との複合的な環境影響について、方法書以降の手續において、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- 10 環境基準等との比較により評価できない環境要素について、どのように評価するか、方法書において具体的に記載すること。
- 11 事業実施想定区域周辺は、ニホンジカが高密度で生息している地域であり、事業実施によって発生する草地は、採食地としてニホンジカを誘引し、周辺の農作物や希少植物等の食害を引き起こす可能性があるため、事業計画の詳細化に当たっては対策を検討すること。また、その対策が他の環境要素に与える影響についても、適切に調査、予測及び評価すること。

III 個別事項

[水質、水象]

- 12 事業計画の検討に当たっては、森林伐採による保水機能の低下に伴う湧出水量の減少や濁水の発生等について、水質及び水象として適切に調査、予測及び評価を行うこと。

[動物]

- 13 太陽光パネル設置エリアに生息する鳥類等の動物は、事業の実施によって抜井川や霧久保沢の対岸に移動する可能性があることから、方法書以降の手續においては、周辺の現存植生等についても調査した上で予測評価を行うこと。

[生態系]

- 14 事業の実施による生態系への影響について、従来の生物種構成や典型種、上位種が維持されるかを適切に予測評価できる調査方法を、方法書において選定すること。

[景観]

- 15 事業実施想定区域は、コンピューターグラフィックスによる茂来館及び月見公園からの眺望景観の予測図において大きく目視されており、既存集落からも目視される可能性が大きいため、詳細な地形断面図を作成し眺望景観への影響を把握した上で事業計画を検討し、既存集落への影響を回避又は低減すること。